

## 研究助成事業に関する実施要領

### 1. 趣 旨

本要領は、公益財団法人成長科学協会（以下当協会という。）が定款及び学術運営委員会規則に基づき、研究助成事業を実施するに当たり、当協会の資金を重点的・効率的かつ適正に配分するため、その取り扱いに関する具体的な事項を定めたものである。

### 2. 研究助成の対象の研究分野

ヒトの成長並びに成長ホルモン及び成長ホルモンの関連因子に関する臨床研究。

### 3. 研究助成の公募

次の 2 種類の課題に分けて、学会誌等により広報のうえ、大学、医療機関又は研究機関等に所属する研究者から広く公募する。

#### (1) 指定課題研究

課題は学術運営委員会において選定する。

助成期間は原則として一期 2 年とし、必要に応じ三期まで延期できる。

#### (2) 自由課題研究

応募の研究者が、提案する課題とする。

助成期間は、原則として 1 年とする。

### 4. 研究助成の応募

応募者は、申請書（別紙様式 1）を指定の期日までに、当協会の事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合には、研究代表者が申請を行う。

なお、評議員・理事・学術運営委員・研究助成委員は応募することができない。

### 5. 研究助成の選考

(1) 応募者より提出された書類を基に、研究助成委員会の委員は研究課題・研究内容を評価のうえ、次の基本的事項に基づき選考する。

この際、必要に応じ、応募者に追加資料の提出を求めることができるものとする。

ア) 公益性のある研究であること。

イ) 独創的な研究であること。

ウ) 将来有望性のある研究であること。

エ) 同一施設に偏らないこと。

オ) 研究課題につき、研究者及び研究設備とも、十分な研究体制を有すること。特に指定課題研究の際に考慮すること。

(2) 各研究助成委員は、次の評価基準により 5 点評価を行ない、委員長が総合的に判断し、委員会の了承を得て決定する。

ア) 非常に優れている。 (5 点)

イ) 優れている。 (4 点)

- ウ) 良好である。 (3点)
  - エ) やや劣っている。 (2点)
  - オ) 採択に値しない。 (1点)
- (3) 研究助成委員自らが、所属する施設より申請された研究課題については、上記(2)の評価を行うことができない。

#### 6. 選考結果の通知

研究助成委員会の選考結果について、研究助成委員長は学術運営委員長を経て、理事長に報告し、理事長は応募者に通知状（別紙様式2）を送付する。

#### 7. 研究助成に関する同意

研究助成の対象とされる旨の通知を受けた研究者は、助成費等の助成条件に同意した場合には、直ちに同意書（別紙様式3）を事務局に提出する。

#### 8. 研究助成費の送金及び間接経費の取扱い

事務局は同意書を提出された研究者に、直ちに研究助成費を送金する。  
この研究助成費については、研究施設における間接経費の徴収を認めない。

#### 9. 会計報告

研究助成を受けた研究者は、研究助成金に係る会計について、会計報告書（別紙様式4）を作成し、毎年度終了後、1週間以内に事務局に提出する。

#### 10. 研究成果の報告

研究助成を受けた研究者は、研究成果に関する研究報告書を作成し、毎年度終了後、1カ月以内に事務局に提出する。

#### 11. 研究成果の公表

報告書は事務局においてとりまとめ、毎年度、成長科学協会研究助成による研究年報集を作成のうえ、全国の大学医学部・医科大学及び関係官庁等の図書館並びに当協会の理事、学術運営委員・各種委員及び地区委員、その他関係者に配布する。

#### 12. 研究成果の取り扱い

研究助成を受けた研究者は、研究成果を、国内外の関係の学会・学会誌等に積極的に発表するよう努める。

また、必要に応じ、協会より関係学会等における発表を勧奨する場合がある。

なお、関係学会等に発表した場合は、その旨を報告書に記載する。

論文として発表する場合には、協会の研究助成を受けた旨を明記する。また、論文の別刷を2部事務局に送付する。

附 則 1998年4月1日実施

附 則 2005年4月1日改正

附 則 2010年10月1日改正

附 則 2016年1月16日改正

附 則 この改正実施要領は、2019年1月19日から施行する。